## 新治地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、新治地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。) という。

(目的)

第2条 協議会は、新治地区の住民が力を合わせ、地域の課題や要望を話し合い、意見をまとめ、地域住民が一体となって、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現することを目的とする。

(活動)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
  - (1) 地域住民の総意を反映したまちづくり活動
  - (2) 住民主体のまちづくりを実践するための研究・協議・企画立案
  - (3) 広報及び意見収集を行い地域住民に開かれた活動
  - (4) 地域住民及び関係機関との連絡調整
  - (5) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(委員)

- 第4条 協議会の委員は、新治地区の居住者であり、かつ次に掲げる者で構成する。
  - (1) 各行政区から推薦された者
  - (2) 協議会から推薦された者
  - (3) まちづくりに興味及び意欲のある者
- 2 協議会には、前項の委員の他に助言者を置くことができる。
- 3 協議会の委員は、35名程度とする。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理 事 5名
  - (4) 監事 2名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の運営及び活動を円滑に行う。
- 4 監事は、協議会の会計監査を行う。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、第4条の委員をもって構成し、次に掲げる事項を審議し、決定する。
  - (1) 事業計画及び予算に関すること
  - (2) 事業報告、決算及び事業評価に関すること
  - (3) 規約の改正に関すること
  - (4) 役員の選任に関すること
  - (5) 地域広報誌の発行に関すること
  - (6) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 2 協議会の運営に関すること及び協議会へ付議する事項等を調整するために 役員会を置くことができる。
- 3 前項の役員会は、第6条の役員をもって構成する。

(会議の招集及び運営)

- 第9条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長を議長とする。
- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、委任状による者を出席者と認める。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(部会)

- 第10条 協議会は、特定の事項について、調査及び審議するための部会を置く ことができる。
- 2 協議会は、事業を円滑に行うための事業部会を設置することができる。 (報告)
- 第11条 協議会は、事業計画と予算の状況及び事業報告と決算の状況について 新治地区区長会議で報告するものとする。

(会計)

- 第12条 協議会の会計は、みなかみ町まちづくり協議会支援交付金、その他収 入をもってこれを充てるものとする。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (事務局)
- 第13条 協議会の事務を処理するため、みなかみ町役場まちづくり交流課内に 事務局を置く。

附則

この規約は、平成21年8月18日より施行する。

附則

平成23年 5月12日改正

附則

平成25年 4月23日改正